



建築協定^{*1}・緑地協定^{*2}などの制度を積極的に活用し、地域の人々の景観づくりへの参加を促します。

- まちの美観をそこなうごみ・空き缶の散乱や不適切な屋外広告物の掲示を防止するための啓発事業に取り組みます。

目 標

都市公園

- 平成12年度末における県民一人当たりの都市公園面積を、平成7年度末の12.35m²から14m²とします。

道路の緑化

- 一般国道および県道の緑化済実延長を、平成4年度を100として、平成22年度に200とします。

人にやさしい歩道

- 人口集中地区^{*3}およびその他都市部の一般国道および県道の歩道延長に対する「人にやさしい歩道^{*4}」延長の割合を、平成22年において平成4年度末の17%から概ね50%とします。

広幅員歩道等

- 平成22年度における広幅員歩道等^{*5}の延長を、平成4年度の74kmから210kmとします。

(※1) 建築協定：建築基準法が全国一律の基準を定めているのに対して、地域の個性に合った住みよいまちづくりをするため、住民が合意に基づき基準を定め、お互いに守り合っていくことを約束する制度。建築基準法に根拠となる条文が規定されている。

(※2) 緑地協定：緑豊かな潤いのあるまちなみをつくるため、住民同士が話し合い、ブロック塀を生け垣とすることや、植える樹木の種類、場所などのルールを約束するもの。

(※3) 人口集中地区：1km²当たりの人口密度が4,000人以上である国勢調査区が隣接し合って、人口5,000人以上の地域を構成している場合に、この地域を「人口集中地区」（略して「DID」）と言う。

(※4) 人にやさしい歩道：人口集中地区およびその他都市部の一般国道や県道の歩道について、透水性舗装やカラー舗装を行う事業の名称。

(※5) 広幅員歩道等：幅員が概ね3m以上の歩道および自転車歩行者道のこと。